

## 茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の定めるところによる。

(事業の構成等)

第3 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービスA

(ウ) 訪問型サービスB

(エ) 訪問型サービスC

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービスB

(ウ) 通所型サービスC

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第4 市長は、総合事業を次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事業 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。第8第1項及び別表第2において「通知」という。)別記1(1)ア(エ)①の(a)から(d)までのいずれかの方法により行うものとする。

(2) 第3第2号に掲げる事業 次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 市の職員が直接利用者に対して支援等を実施する方法

イ 高齢者の介護予防活動支援を行うために必要な専門職等が配置されており、適切かつ効果的な介護予防サービスが提供できる事業者へ委託する方法

2 市長は、第3第1号ア(ア)及びイ(ア)に掲げる事業については、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。第11第2号及び別表第1において「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第5 第3第1号ア(ア)及びイ(ア)に掲げる事業における第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。次項において同じ。)の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に次の各号に掲げるサービス利用者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。第5及び第9において同じ。) 100分の80

(2) 第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

(3) 前2号に掲げる者以外の居宅要支援被保険者等 100分の90

2 第3第1号ア(イ)に掲げる事業における第1号事業支給費の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から別表第4に定める利用料の額を差し引いた額とする。

（利用料等）

第6 総合事業の利用者は、法第115条の45第5項及び省令第140条の63の規定に基づき、別表第4の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める利用料を負担しなければならない。

2 総合事業の実施の際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付するものとする。

（支給限度額）

第7 法第7条第4項に規定する要支援者及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（第16において「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等をいう。）により、市長が必要と認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第8 市長は、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについて、通知別記1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（第1号事業支給費の額の特例）

第9 市長は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業（第9において「訪問介護相当サービス等」という。）の利用者が、第6第1項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、訪問介護相当サービス等の第1号事

業支給費の額について、当該各号に定める特例を決定することができる。

- (1) 訪問介護相当サービス等利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、落雷、崖崩れ、落石、地盤の陥没等により、次のアまたはイに掲げる程度の被害を受けた時 当該アまたはイに定める割合  
ア 住家が全焼または全壊したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100  
イ 住家が半焼、半壊、または床上浸水したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
  - (2) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重度の障害を受け、若しくはおおむね3か月以上入院したことにより、その者の月の収入額が平均収入月額（当該理由が発生した月の前3月間の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入額を3で除して得た額とする。以下この項において同じ。）の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100
  - (3) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
  - (4) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、虫害、獣畜害等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
- 2 前項第1号の被害の程度の基準は茨木市災害見舞に関する条例施行規則（昭和45年茨木市規則第20号）に基づく基準の例による。
  - 3 第1項第1号における「床上浸水」とは、前項に該当しない場合であって、住家の主たる居住部分の床上以上に浸水したもの又は土砂、竹林等のたい積若しくは消防作業による水損のため、一時的にその住家に居住することができない程度のものをいう。
  - 4 第1項第1号における「全壊」及び「半壊」には、消防作業による被害を含む。
  - 5 第1項各号の特例を適用する期間は、1年を限度とする。ただし、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。
  - 6 第1項各号のいずれかに該当する者で当該特例を受けようとするものは、介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（別記様式）に当該特例を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - 7 市長は、前項の申請を受け付けたときは、審査の上、特例を決定したときは、申

請者に通知するものとする。

- 8 第1項各号の特例適用は、申請のあった日の属する月からとする。
- 9 市長は、第1項各号の特例の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消した上、特例給付額の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 資力の回復その他事情の変化により給付を継続することが適当でないとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により給付を受けたとき。
- 10 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下この項において「介護予防サービス費等の額の特例」という。）を受けている訪問介護相当サービス等の利用者は、第7項の決定を受けたものとみなす。この場合において、同項の決定による特例の適用期間は、介護予防サービス費等の額の特例の適用期間とする。

（指定拒否）

- 第10 指定事業者の指定については、事業所が第12に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

（指定の有効期間）

- 第11 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年間
- (2) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 平成30年3月31日まで

（指定事業者の指定基準）

- 第12 指定事業者は、第3第1号ア(ア)及びイ(イ)に掲げる事業を行うに当たっては、指定事業者の指定に係る事業所ごとに市長が別に定める指定基準に従って行わなければならない。

（事業の委託）

- 第13 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

- 第14 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除

く。)を行うものに対して補助することができる。

(医療機関との連携)

第15 市長は、総合事業を実施するに当たり、医療機関との連携が必要であると認められたときは、当該事業を利用する者に対して診療情報提供書等の提出を求めることができる。

(事業対象者の有効期間)

第16 事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの記入によって事業対象者となった日から、当該日が属する月の翌月の初日から起算して2年を経過する日までとする。

2 事業対象者が、基本チェックリストの記入によって事業対象者の基準に該当しなくなつた場合は、当該基本チェックリストを記入した日の属する月の翌月の初日から、事業対象者の有効期間は無効とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下この項において「改正後の要綱」という。)第5に規定する第1号事業支給費の支給のための準備行為、その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

別表第1（第3関係）

区分	サービスの種類		事業内容	対象者	
介護予防 ・生活支 援サービ ス事業	訪問型サー ビス（第1 号訪問事 業）	訪問介護相 当サービス	法第115条の45第1項 第1号イに規定する第 1号訪問事業のうち、 医療介護総合確保推 進法第5条による改正 前の法第8条の2第2 項に規定する介護予 防訪問介護（以下こ の表において「旧介 護予防訪問介護」と いう。）に相当する 訪問型サービス	要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者	
		訪問型サー ビスA	主に雇用されている 労働者により提供さ れる訪問型サービス であって、旧介護予 防訪問介護に係る基 準よりも緩和した基 準によるもの		要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者 （認知症等の専門 的支援が必要な者 を除く。）
		訪問型サー ビスB	有償・無償のボラン ティア等により提供 される訪問型サービ ス		
		訪問型サー ビスC	保健・医療の専門職 により提供される訪 問型サービスであ って、3か月間から 6か月間までの短期 間で行われるもの		
	通所型サー ビス（第1 号通所事 業）	通所介護相 当サービス	法第115条の45第1項 第1号ロに規定する 第1号通所事業のう ち、医療介護総合 確保推進法第5条に よる改正前	要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者	

		の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する通所型サービス	
	通所型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される通所型サービスであって、住民主体で行われるもの	
	通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される通所型を主体としたサービスであって、3か月間から6か月間までの短期間で行われるもの	
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者
一般介護予防事業	介護予防把握事業	閉じこもり状態にある者等の何らかの介護予防を必要とする者の生活状況等を把握する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者



介護予防普及啓発事業	元氣いばらき体操DVDの販売、介護予防健康運動教室の実施等により、介護予防の普及及び啓発を行う事業
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援を行う事業
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う事業
地域リハビリテーション活動支援事業	地域ケア会議、老人クラブ等においてリハビリテーション専門職等に相談支援を行わせ、地域における介護予防の取組を強化する事業

別表第2（第5関係）

区分	サービスの種類	単位数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数
	訪問型サービスA	205単位
通所型サービス	通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数

別表第3（第5関係）

区分	サービスの種類	単価（1単位当たり）
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	10.70円
	訪問型サービスA	
通所型サービス	通所介護相当サービス	10.45円

別表第4（第6関係）

区分	サービスの種類		利用料（1月当たり）
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス （第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	別表第2の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額から、第5第1項の規定により算定した額を差し引いた額
		訪問型サービスA	1回当たり220円
		訪問型サービスB	市長が別に定める額
		訪問型サービスC	無料
	通所型サービス （第1号通所事業）	通所介護相当サービス	別表第2の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額から、第5第1項の規定により算定した額を差し引いた額
		通所型サービスB	市長が別に定める額
		通所型サービスC	無料
		介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	無料
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	
介護予防普及啓発事業		介護予防健康運動教室 1回当たり200円 元氣いばらき体操DVD 各種 1枚につき500円 （介護予防活動等を推進する団体等にあつては、各種類1枚に限り無料とする。）	

		上記を除く事業 無料
	地域介護予防活動支援事業	市長が別に定める額
	一般介護予防事業評価事業	無料
	地域リハビリテーション活動支援事業	無料

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号		2		7	2	1	1	2
	被保険者番号								
	個人番号								
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男 ・ 女			
住所	〒								
	電話番号								
利用者負担 減免申請理由									
<p>(申請先) 茨木市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>									

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日	
から	
有効期限	
年 月 日	まで